

令和 5 年 2 月
国土交通省総合政策局

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令案について

I. 背景

令和 4 年 4 月、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）が成立し、令和 5 年 4 月から運転者が不在の状態での自動運転（以下「特定自動運行」という。）を行うことが可能となる。

これを受け、国土交通省自動車局において、令和 4 年 6 月に「自動運転車を用いた自動車運送事業における輸送の安全確保等に関する検討会（以下「自動運転検討会」という。）」を立ち上げ、旅客/貨物自動車運送事業者が従来と同等の輸送の安全等を確保しつつ、自動運転車を用いて事業を行うことを可能とするために具体的に講ずべき事項等について検討を進めていた。

今般、自動運転検討会において上記に関する措置内容がとりまとめられたこと及び自動運転車を用いた自動車運送事業の進展が見込まれることを踏まえ、国土交通省総合政策局において、貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業者が貨物の集配に関して自動運転車を用いて事業を行う場合に実施すべき手続き等を規定するため、貨物利用運送事業法施行規則（平成 2 年運輸省令第 20 号）について所要の改正を行う。

II. 改正の概要

(1) 貨物利用運送事業法施行規則の一部改正

貨物利用運送事業法施行規則について以下の改正を行う。

- ① 第二種貨物利用運送事業の許可を受けようとする者であって、貨物の集配に関して自動運行（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 41 条第 1 項第 20 号に規定する自動運行装置（以下単に「自動運行装置」という。）を使用した運行をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、集配事業計画又は事業計画に、当該自動運行に係る各営業所に配置する事業用自動車の数等を記載しなければならないこととするとともに、申請書又は届出書に、自動運行装置の走行環境条件※が記載された書類を添付しなければならないこととする。

※走行環境条件：国土交通大臣が付する、当該自動運行装置が使用される条件のこと。

- ② 第二種貨物利用運送事業の許可を受けようとする者であって、貨物の集配に関して特定自動運行による運行を行おうとする者は、集配事業計画又は事業計画に、当該特定自動運行を行う者の氏名又は名称等を記載するとともに、申請書又は届出書に、当該特定自動運行に係る公安委員会の許可に関する書類を添付しなければならないこととする。

(2) その他

旅客/貨物自動車運送事業者が自動運転車を用いて事業を行う場合に講ずるべき輸送の安全確保に関する措置及び実施すべき手続き等（令和 5 年 2 月 10 日（金）付で別途意見公募手続きを実施中（3 月 11 日（土）必着））その他所要の改正を行うこととする。

III. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 5 年 3 月 31 日

施行：令和 5 年 4 月 1 日